



351  
184

特255  
907

長州征伐と宇和島藩

附文政十三年の伊方騒動  
七拾年前三崎半島の一顧

西宇和郡神職支會

始



特255  
907

はしがき 一筆

宇和島市内でも其他の舊宇和島領内の何處でも「長州征伐」と云ふと、直ぐに「伊方迄行つて引返した」と單純に之れだけの話が濟んで仕舞ふ、しかも、伊方迄出陣して引返したと云ふ事を藩に敬意なく真氣地ない事實であるかのやうに話して居るやうに思ふ。伊方に行つたのは本隊、前隊は三机に行つて居り、進軍の期日を待つて居たと云ふも事實であり、此の出陣の前から出陣の後に至る迄、宇和島藩は長州藩の爲に幕府に對して恭順謝罪を勧め、夫れが爲に前隊の傍を取り、徳山、岩國からも屢々使者を遣はし來つて斡旋を頼む等の事があり、事實としても可なり面白い事があるのである。此のやうに伊方は本隊の滞在地であり、三机は前隊と軍船の滞在地であつたのみならず、防長からの使者と藩の當局者との會合地であつたと云ふ關係から希望せらるゝ儘に「第一回長州征伐と伊方及三机」と題して少時間話した。此の話した事を基とし更に多少補遺したのである。此のパンフレットになつたのである。

此の話を爲の史料は左記の通りであつた。

- 一、吉川經幹周旋記
- 二、近衛家書類
- 三、松根圖書旅行日記
- 四、得能文書
- 五、旅動之事
- 六、大久保利通日記
- 七、奉使宇和島行記(小田村素太郎日記)

○序

一、補外には主として美本忠太氏の幕末史年表から採つたものを書いて置いた、これは本文中の事實の現れた頃の世態を一瞥して置くこと、事實に對する了解が容易いからとの老練心からのものである。事實を有るが儘に紹介すると云ふに力むると云ふ立場を採つて、事實に對する自分の意見、見解など云ふことは之れを避けた。之れを聞く人、讀む人に任せて置くのが面白いと思つたからである。二、此の事實の現れた舞臺が奇麗に組立てらるれば此の事實に對する趣味は多からう、所謂、舞臺を奇麗に組立つると云ふ事は幕末史中の元治元年並に其の前後をよく詮議することに外ならない。一、尙ほ云々する迄もない事であるが宇和島藩の如上の周旋は此の當時の長幕關係の一小部分であつて、十二月末迄に一先づ問題が解決するに至つたのはとても、複雑なる交渉があるのである、周旋記は之れを記すること詳細なものである。兎にも角にも此の一小編が「國家的法規に依つて定められたる教育的事象を郷土化する」上に少しでも役立てばと之れを念とする。

昭和八年七月

彪堂生

目次

- 一、蛤御門の變報宇和島に来る……………(一)
- 一、晦巖、清崖徳山藩に赴く、長藩謝罪の態度未だ定まらず……………(二)
- 一、長藩小田村素太郎岩國藩栗原純平、宇和島に遣はさんとす……………(三)
- 一、長藩より林源三郎、入江彌九郎の二人三机に来る、清崖藩命を以て三机に來り兩使を歸藩せしむ……………(四)
- 一、徳山藩の使者櫻井龍右衛門、飯田信、大成寺の石莊と共に三机に來る。先づ長藩に來り、尋て机に入る……………(五)
- 一、岩國の使者栗原純平三机に來る、栗原は櫻井等及清崖にも通會……………(六)
- 一、清水飛騨、三輪清助の兩入徳山及岩國の使者と長養寺に會見す、徳山使者の歸藩と宇和島藩の要求……………(七)
- 一、栗原純平の使命、使命宇和島藩の容るゝ所とならず再來を約して去る……………(八)
- 一、長藩の使者小田村素太郎三机に來る。宇和島藩、此の使命を受けず……………(九)
- 一、徳山藩からの再度の依頼狀、長養寺なる石莊の所に來る。宇和島藩は徳山藩の依頼を諾す……………(一〇)
- 一、幕府より長藩への達書、宇和島藩を経て長藩へ……………(一一)
- 一、岩國藩より再度の使者岩原兵左衛門三机に來る。宇和島の要求満足するに至らず、再び此の使者を歸藩せしむ……………(一二)
- 一、岩原と石莊との對面、宇和島より岩國への再度の書面……………(一三)
- 一、松根圖書の上京、長藩の謝罪……………(一四)
- 一、宇和島藩、徳山城下に建札を爲さんとす……………(一五)
- 一、清水飛騨徳山に赴き謝罪の實行を促す……………(一六)
- 一、松根圖書の廣島に於ける消息一瞥……………(一七)
- 一、清水飛騨打手諺藩の重臣會議の爲め廣島に赴く途中岩國に立寄る……………(一八)
- 一、清水飛騨、歸途再び岩國に立寄る……………(一九)
- 一、伊方三机への藩兵出陣并に陣拂の事……………(二〇)
- (附)大久保市藏の三机港一泊……………(二一)
- 一、文政十三年の伊方騒動……………(二二)
- 一、七十年前三崎半島の一顧……………(二三)

長州征伐と宇和島藩

兵部啓文

蛤御門の變報宇和島に来る

元治元年七月十九日國司信濃、益田右衛門介、福原越後等の帥ゐた長州兵が大敗して本國に向つて歸ると、朝廷は直に追討の議を定め、廿四日を以て命を慶喜に傳へた。即ち長州の心事は兎も角も、……禁關ニ向ツテ發砲候條其罪輕カラズ、加之、父子黒印ノ軍令狀ヲ授ケ……と云ふのが其の罪狀であつた。慶喜は阿波、筑前、因幡、備前、津山、肥後、久留米、薩摩、肥前、安藝、宇和島、松江、龍野、松山(伊豫)、小倉、中津、柳川、濱田、白河、津和野、松山(備中)の二十一藩に命じ(後に至つて幕府は命を改めて薩州以下三十五藩とした)……御追討有之候間、速ニ軍勢國許ニ相揃置、差圖相待可被申候、尤彼ヨリ妄動致候ハベ差圖ヲ待タズロ々ヨリ進撃可被致候、但寄手攻口並ニ攻懸リ候日限ハ御決議次第可被達候事と達した。

此の命令が宇和島に届いたのが、此の月廿九日の夕方であつた。之より先、長州の世子定廣は五職と共に兵を率て益田等の軍に合すべく海路多度津に行つた時に敗報を聞いて急に上ノ關に引返した。此の時長州藩は一方に外國艦隊來ると云ふ問題に心勞して居たは言ふ迄もない。

二十七日に藩主は三田尻に赴いて一族重臣會議を開いた結果、遂に恭順謝罪と云ふ事に決定して二十九日に中村九郎、佐久間佐兵衛、内藤清兵衛の職を奪ひ、八月二日には三家老の職を免じた。

長藩の態度が大體斯くなつた時の事であるが、宇和島藩では、匆卒の間で、勿論これを知るべくもない。

晦巖、清崖徳山藩に赴く、長藩謝罪の態度未だ定まらず

八月三日長藩主毛利慶親は其臣益田、福原、國司の三人を景綱し幕府に上書して命を待った。

同日將軍家茂親ら長藩を討伐せんとする旨を令し徳川茂承を總督に松平茂昭を副總督とした。

八月五日英、米、佛、蘭の四國艦隊は下關を砲撃し連戦三日に及んだ。十五日に至つて和議が成つた。

八月七日征長總督徳川茂承の辭退により尾張の徳川慶勝が之れに代つた。

七月晦日に至つて宇和島藩は龍華山院覺守の現任清崖を正使とし、金剛山大隆寺の隠居僧晦巖を副使として急に徳山藩に遣はした。(三机は徳山、岩國と往復の時の重要港であること後に紹介する通りである、此の兩使も亦三机から出帆したであらう) 晦巖へ着いたのが八月四日、翌日兩僧は藩主毛利淡路守に對面して使命を告げた。要は御本家追討の報書を見せし遠近守は親戚の間柄として黙止するに忍びず、兩僧を以て申上げしむるのであるが、元就公以来の忠誠は天下著く知る所なるに、今般の出来事によつて一朝逆臣たるの汚名を蒙らるゝは心外の至りである、速かに悔悟謝せらるゝ所あらば庶幾くは寛大の御處置を受けらるゝに至らんかと思惟し、一言忠告に及ぶ所である。此の事、御本家へ御通報に相成り度い。

と云ふにあつた。

(註) 清崖は徳山藩士生田盛徳の弟であつて晦巖の會下であり、晦巖は夙に徳山藩主毛利淡路守父子に知られて居ると云ふ關係があつたので特に此の兩僧を選んだのであらう。

淡路守は之れに答へて、

一昨半以來本家の穿す所に不同意であつて謔言をしたけれども用ひられず、今回の事件も實に驚き入つた事ではあるが、何等相談を受けたる

事もくな、機密の事は一切之れを與り知らざる所、危急存亡の今日如何にすれば宜しきか、敢て高見を伺はん。

と云ふ、斯くて、山口へ使を發したと見えて、山口の使者才梨中之進は長門宰相の辭と稱するを携帶して徳山に來たが、晦巖は書面要領を得ずと稱して之れを請取らない。之れより先、長州藩では、形勢益に至れるからには三家老以下參謀の者を處罰して朝廷に陳謝せざるべからずとして、岩國藩主吉川經幹の同意を得て、七月廿九日に東は、軍の謀將であつた中村九郎等三人、八月二日には三家老及尖戸左馬之介、武内庄兵衛の職を奪ひ、尋て三家老を徳山に饒罰したので、九月に至つて重ねて

三家老の京都に於る所業、恐縮の至りなるにより、總て徳山に預け、謹慎せしめては命を持つて居る、黒印の軍令狀云々の事は予等の全く關知せざる所なるも、取柄上不行相の罪は免るべからず、依つて父子共に謹慎して上命を得ちつゝあり云々

の書面を示したが、書面の形式不備なるの故を以て晦巖等は此の書面を受取らず、徳山藩遊に長州藩當番者の徒に周章して前後の所置當を得ざるをもどかしがり、十一日に至つて徳山の僧教學院に自家の所見を語り、且つ顧問一内の間に應じて又所見を語り、宇和島藩主の兩僧派遣の衷情を告げて辭し去り、十四日宇和島に歸着した、之れが第一回征長事件に於ける宇和島藩と長藩との關係の最初の出来事であつた。餘談ではあるが、

之より先、江戸に於て老中水野和泉守から長州留守唐波多正兵衛を呼び出し、長州藩主父子及び三末家並に吉川監物に對し江戸に於る居屋敷を取上げ讓願申付けらるゝ旨を告げ、長州へ通達の際には近親伊達遠江守に於て取違ふ様にとの命があつたので、江戸留守唐波多から其の公文を宇和島藩留守唐波多に渡し、宇和島藩留守唐波多は急便を以て宇和島を経て之れを長州に達した、其の吉川監物に關するものゝ岩國に到着したのが八月十七日の事であつた。

長藩小田村素太郎、岩國藩栗原純平、宇和島に遣はさんとす

長藩では幕府への謝罪の任務は吉川をして之れに當らしむることゝした、依つて吉川は先づ藝州藩に頼つて幕府に通せんとして八月廿一日藝州藩に長藩主父子の待命書を託せんとした。藝州藩は間もなく幕府の許可を得て後其書を受領したから長藩と幕府との通路は茲に開かるゝことゝなつたのである。

八月二十二日に幕府は毛利慶親等の官位を褫ひ將軍の偏諱慶字を停めた。

八月晦日に毛利慶親は領内の士民に對し謹慎して幕師を待つべきを令した。

九月朔日に幕府は參勤交代の妻子在府の制を復舊した。

前記兩僧が徳山へ行つた時、要領を得ずして歸藩したのであつたが、徳山藩から山口へ宇和島藩からは好意を以て兩僧を遣はされた事であるから、本藩からも好意を以て之に答へらるゝが至當であり且又宇和島のみならず、同様親戚關係と云ふ點から土佐へも周旋方御依頼になるが宜しからう。

との旨を申し遣はしたのであつたから、山口からは宇和島へ周旋方依頼の使者として粟屋帶刀と小田村文助(後に素太郎と改む、維新後の楯取素彦男のことである)とを遣はすことゝなり、此の事を岩國藩に通知して来て、序を以て岩國からも宇和島へ周旋方を依頼しては如何うかと云つて来たが、其項には長州藩と幕府との交渉は藝州藩を仲介として行はるゝ道が開かれたのであるから、岩國では最早宇和島に依頼するの要なく、専ら藝州藩を経て交渉するが宜からうと返答をして置いた處が、八月廿七日に至り小田村一人が岩國へ来て(都合により帶刀は同行見合せとなる)使命を告げ、又長州から宇和島への書面をも示したので、遂に岩國からも栗原純平を使者として宇和島へ遣はすことゝなつた、これが總て三机港に入ることゝなるのである。

### 長藩より林源三郎、入江彌九郎の二人三机に来る 清尾藩命を以て三机に来り兩使を歸藩せしむ

前記、小田村素太郎(即ち文助である)が岩國へ行くより前の事であるが、八月廿四日に三机へ防州の鹽賣であるとの稱へて一艘の船が入つて来た、而して上陸した二人の商人が同地の庄屋宅へ酒買ひに行つた、店の者が熟々見ると、どうも商人らしく見えない、「これは怪しいな」と思ひもし、且又今日の都合、何時使者が入込むやらかないから、若し入込んだならば、差向留置して其旨を城下へ通知せよと申合められてゐるものであるから、素知らぬ風をして「つい長州方面から御使者共參つた様子はありませんか」と聞いて見ると、其の二人は「實は自分共は林源三郎、入江彌九郎(小田村の察使宇和島日記には入江彌源太とある)と申す兩人であつて、長州から申し付けられ龍華山と金剛山とに懸對を致したのであるが」と云ふから、持つて来た手紙だけ受取り、兩人は同地に留置き(勿論かゝる取扱ひは御置所の吉見伴之允にて計らつたのである)直に宇和島へ通じ、兩寺は之れを藩の當路者に交渉した結果、龍華山清尾は三机に出張して「此の節は幕府からも厳しく沙汰せられて居る次第もあるから、容易に使者を引見すること(城下へ)は出来ない、先づ早々に引取るが宜しからう」と云つて返して仕舞つた。(此の兩人は九月二日に大島郡小松浦に待つて居た小田村素太郎に有りし次第を報告した)

### 徳山藩の使者櫻井龍右衛門、飯田信、大成寺の石莊と共に 三机に来る。先づ長濱に來り、尋て三机に入る

所が、それから數日を經て九月朔日の事である、徳山藩の櫻井龍右衛門と飯田信とが、同地大成寺の和尚なる石莊(此の僧は清世や八幡宮大法寺の禾山と共に海嶽の會下であつて、此時徳山に居たのである)と共に使者として大洲領の長濱に入港して、櫻井、飯田は同港に留まり、石莊一人宇和島城下に入つて金剛山に海嶽を訪問して大要左の如く述べた。

先般御使者として徳山へ來られたので徳山からも早速に御使者を差遣さるゝ筈であつたが、以の外なる内亂が起つて夫れが容易に續まらず彼は混雜中段々と延引に及んだ、漸く此の頃になり先づ落着いたので、櫻井、飯田の兩人を使者として遣はさるゝことゝなつた。

而して石莊自身の據持したる徳山藩主毛利發路守の書面は次の通りであつた。  
小簡奉敬呈候、時下秋冷相催候處、先以應御安泰可被成御起居、珍重不少奉拜賀候、陳者、今般京都變動候間、態と御使僧被差遣御内密被仰下御深切之御情義深重難有感佩之外無御座、則弊邑迄使者差遣御兩使僧衆へも御相對爲仕候次第に御座候、先是、緩急異同之論も無之候には無御座候得共、於今は三家老の妄舉と全大膳大夫父子の重罪難逃、交藩の私式に於ても同僚奉恐縮候、尤三老臣の者禁錮申付置、罪狀天幕へ奉伺候管に御座候、乍此上無御見捨何卒一筆寛大の御裁斷被仰出候様御盡力可被下伏て奉希上候、右御禮請願旁櫻井龍右衛門、飯田信差出

候間委細後者口頭に可申上候、宜御聽取可被成下候 恐惶謹言

八月十三日

伊達 遠江守 様

毛利 淡路守 元 著

二日 乍筆端、御親戚の御情誼不被爲捨置御懇慮の至懇辱も難有奉拜謝候、昨年以來の事情私共に於ても殊の外痛心仕候、乍憐御推察可被成下候、何分にも本文の赴御盡力御救助の程吳々も奉懇謝候、當節不同の時候別て御自重專要の御義に奉存候、衷痛の餘文筆端御照覽可被成下候 以上

斯ういふ都合であつたから、長濱は他領の事、文海に工合が悪いから三机の方へ船を廻すやうにと通知をして置いて燕からは清水飛驒と三輪清助とを三机へ派遣應對せしむることとしたのである。

岩國の使者栗原純平三机に来る、栗原は櫻井等及清崖にも通會

清水と三輪との三机に到着するに先立つて、更に前記の岩國の使者栗原純平が三机に入つた事實があるから、此處に栗原の來港に關して話してついで櫻井、飯田等との應對に移ることにする。

さて栗原は小田村素太郎が本藩から船に三机に到着して居るであらうと考へて、九月三日に乘船し、同五日三机に入港し、夫より上陸の積りを以て御番所に勤めて居る吉見伴之允に面會した處、吉見が言ふには「此節は城下に於て御使者を引受らるゝと云ふ事は相成り難い、現に徳山からも御使者が引受て居るが、同様に城下へは行かぬ、事が出来ぬに依つて、多分明日は城下から役人が當地に出張して應對するであらう、又先般は御本家の方からも同様に御使者が見えろとの事を内々御都合があつたけれども、林と入江との來たことを指して云ふのである、公然の應對は幕府に對して行はるべき事にあらず、龍華山の和尚が其の爲に應對として現に滞在申中である、御都合により御面會になつても宜ろしい、尙其許

御入港の際には直隸城下へ懸合に及ぶから暫時御滞在を願つて置く」と、斯うであつた。

そこで栗原は「徳山の櫻井や飯田が來て居れば夫等に面會したい」と云ふから、吉見は「兩使は龍華山の和尚に面會の爲め長養寺に居らるゝから、直ぐ同寺へ案内致さう」と云ふので、同伴して長養寺へ行き、人々に面會し、和尚へは何かの都合で頼み置いて暮過ぐる頃船に引取つた

清水飛驒、三輪清助の兩人徳山及岩國の使者と長養寺に會見す、徳山使者の歸藩と宇和島藩の要求

翌六日の事であつた、清水と三輪とは長養寺に到着したから、櫻井と飯田とへ使者を遣はして長養寺へ來るやうにと申した處、體て石莊の事に、先方は社祿を着用に及んで應對する筈との事であつたから、清水等は此方は野服であるから先方も旅服の儘で來るやうにと云はせなければ、徳山出立の際に淡路守から今度は格別の使者であり、殊に席邊の事でもあり、敬禮を盡すべく、社祿を用ひるやうにとの命令であつたからとて遂に其の通りで應對した。

さて清水、三輪等が壽命として兩使者へ申したのは、近年御本家の成され方に就て御不同意で種々心を盡されたるも其甲斐なく、遂に御本家は朝敵と云ふ汚名を蒙らるゝに至つたに就ての御苦衷は深く御察し申し上ぐる處であるけれども、現に主上は御逆轉遊ばされ、將軍は進發せられんとし、三十五歳は討手を命ぜらるると云ふ

御台に立ち至つて居るのであるから、今日迄の御本家の御本心に於て疼ましからざる事を明白に申し上げたりとて、容易に寛六の御處置には及ばれまじく、之れに依て、次の兩條の處、事實に於て明示せらるゝに非ずんば御取次言上の儀致し難いから、御文通は封のまゝ一顧御返し申し上ぐる。

一、御本藩、實に御悔悟であるならば、御主人は勿論城を明け、寺院などへ御閉居の上罪を待たるゝ事

一、徳山御一藩は、此上朝廷幕府の御沙汰があつて夫れに御本藩が御不服と云ふ場合があつても、御本藩と關係を断つて服従せらるゝ覺悟があるか

右兩條に於て動かざる御決意があるならば及ばずながら朝廷幕府に對し御願申し上ぐるであらう。

と云ふにあつた。兩使は之に對して、  
此度の儀は容易ならざる使者の事ではあり、御引受下さる都合に至るまいと存せし處、此の如く御親切なる御心遣迄も戴きたるは、御深情の至りであつて、主人に於ても有り難く存せられ申すべしと存するから、早速歸藩して復命を爲し、尙又自書の内容も書き改めて再度御願申上る事も之れあるべしと存する、尙此際御了解を得て置きたい事は、當分謹慎を命ぜられて居る場合であるから又更めて使者を出すこと云ふことも憚りがあるによつて、大成寺石莊を此方に殘し置き、同人へ迄主人の自書を遣し、夫より差上げしむる様に致したいと存する、此義御含置を願ひたい。  
と云ふ事を述べて置いて歸藩の途に就いた。

栗原純平の使命、使命宇和島藩の容るゝ所とならず再來を約して去る

此日野頭に及んで清水、三輪の兩人は使者を栗原純平の船に遣はして長養寺に於て面會すべき旨通じさせた、依つて栗原は長養寺へ行つた處龍華山斎屋は「御口上の赴は一應抽替にて承置くべきやう役人が申すにより、承り置きたい」と云ふので一と通り説き置いた、間もなく、中老清水飛彈、目付三輪清助に面會した、栗原は使命を告げて曰ふに「清屋に話したのを詳細に」  
此度宗藩の者が京都に於て粗暴の一舉は誠に以て恐入つた事であつて、防長の安危、敵折迫致したが、右の一件は益田右衛門介、福原越後

國司信濃等の所業であつて、大臈太夫は知らざる義とは申し乍ら、全く示方不行極の故であると慥く恐入つて、早速右三人の者共をば末家毛利源路守へ預置き、御所置を待つ心の得て、御伺書を蘇州公から其筋へ御差出になる筈になつて居る。右に就ては、此上の儀は大臈太夫父子始め一同に對して何とか仰せ出さるゝ事があらうが、大臈太夫父子に於ては聊別心御座なく、只管恐懼相續みて、國內の鎮靜方も精々片付け、監物よりも及ばずながら盡力して鎮定はするけれども微力の儀故に御所置振次第には人氣如何様に成行申すべく哉と恐懼苦心の外他事御座なく、此段御機密被成下、此上ながら寛大の御處置仰出さるゝやう、御方様よりも然るべく仰上げられ、宜しく御取成し下さるやう偏に御願申上る。

と、之れを口上書として兩人に渡した。兩人が御口上の趣は承知致したが、自分共は徳山の御使者に對して返答すべく、藩命を受けて出張したのであるから、唯今直に御口上に對して御返事申上ることには相成り難い、一應遠江守へ申し進した上にて、役方から御答申上ぐることに致したい。が、茲に御口上書の中に御所置振次第には人氣如何成行候哉とある點、如何はしく存するが。

と答へ且問ふと、栗原は岩園出發の際に申し含められたる趣意を以て説明し、「何卒、此の處御機密下さつて然るべく御執成下さるやうに」と答へて置いた。夫れから兩人は長養寺を引上げることとなり、栗原は船の方へ歸つた。

所が、日暮前の頃になつて徳山の飯田信から内密の書面を以て面會したいと云ふことを申して來たから、栗原は長養寺へ行つて飯田に逢ふて見ると、飯田が「實は清水から大成寺の和尚へ内々氣付の點を話した事があるので來臨を願つたのであるが」と石莊に列座して貰つて「御所置振次第には人氣如何成行候哉」と云ふ文句に不審な點があつて、何か御考があるらしく、自然と鋒先が見え、人氣が沸騰するから、寛大の所置に出て貰ひたいと云ふ様に取れるので趣意を缺いて居るやうに思ふ、尤も清水自身に於ては御説明によつて御趣意のある

處は合點して居るけれども、此の口上書なるものは幕府常路の人にも見せねばならぬものであるから、御趣意は穩當であつても、文言によつて彼是の議論が起る事となつては如何哉と氣付いた次第をば御心易く御相談を申し上ぐるのである、尤も其の儘に請取つて呉れとの事ならば請取りはする。

と石莊が話すと、栗原は

種々御親切なる御心添は有り難く存する、が、先刻も種々御尋があつたから、其時に御返事申上げた通りである、何分口上書手控ではあるが斯うして出表先に於て一存を以て書換へると不ふ事も出来にくひので……。

と云ふ、夫れから種々交渉はあつたが、結局口上書は清水が其儘預り置く事となり、八日の晝過ぎに清水、三輪並に龍華山の清崖も城下に向つて歸つた、體て十一日の晝時になつて長養寺の和尚を經て左の通御返詞があつた。

(前略する) 御口達の赴遠江守へ申し達した處、此度の事は容易ならざる事であるから、早速公武へ相達する心得ではあるが、當家に於て御口達の御主意を書留めて差出しては(栗原の持つて来た口上書は反古にして、栗原の口上書を承認し、夫れを宇和島にて文書として差出すことになつてはと云ふ意味) 當家の書き物になつて貴藩主のものではないことになるから筋が立たない、依つて過日御口達なまつた趣意を逐一書面にして差越されたい、而して相成るべくは御主人の御手印のある書面に成さるゝが宜しい、若し御他出中でそれが不可能ならば、

御家老中の御手印のでも宜しい、尤此の御書面は左記のケ條につき御決着の有無に拘はらず、先づ御差越なされたい。

一、吉川御一家の御考は前段の事て相分るが、御宗家の御悔悟と云ふ事は左のケ條が顯擧なくては當家に於て御取次申しても御趣意が貫徹しにくからうと存する

一、御宗家、眞に悔悟せらるゝならば御本末共に勿論御退城になりたる上、寺院などへ御閉居なされ、而して公裁を待たるゝが宜しい、而して又御家臣以下(迄)も格別に恭敬謹慎閉居せらるゝが宜しいと存する

斯ういふ都合であつたから、栗原は此の御返詞の書面を受取つて長養寺や御番所にも禮を述べて、直ぐに出立する筈であつたが、荒天で船が出

ない、十一、十二、十三日は滞船して十四日に帆出して歸藩の途に就いた。

長藩の使者小田村素太郎三机に来る (入江瀬源太を) 宇和島藩、此の使命を受けず (従へて居る)

長州本藩からの使者として栗原よりは先きに來着すべき筈であつた小田村素太郎は風波の難にて其船の行衛が不明であると云はれて居たが、栗原の出立仕やうとした此月の十一日に三机に着船した、長養寺の和尚に面會して、龍華山の清崖和尚に宛てた書面(毛利家より伊達家への書面并に品物等をも添へて)を城下に届け呉れるやうにと頼んだ。此等の書面其他は矢張當時の出來事を知る爲には知つて置くが面白いと思ふから原文の儘を紹介することとする、小田村から清崖への書面は

秋冷相加候得共御法燈愈勝常被爲渡珍重奉存候、扱は京都變動之儀ニ付寡君父子被恐入候節ハ別紙御敷願書ニ認有之趣ニ候得共、當節病之義對朝廷幕府御父子御悔悟之意通暢可仕御手筋も絶果難渡被仕候折柄、先達ハ遠江守様ヨリノ御内使トシテ徳山表迄御飛脚被成下遠路之海上御苦勞ニ奉存候、右御答禮御頼旁家老一人可差被様相成、去月廿日國元出立尊藩御都合爲御開合入江林ノ兩人差出候處、當節別テ嚴重之御沙汰被仰出候由、兩人ノ者へ被仰聞、此赴國元役務ノ者へ致掛合候處、嚴重ノ御沙汰ヲ相犯シ家老差出シ候共、自然御先方様ニ於テ御不都合出來候テモ不然而由ニテ、先家老差出候儀ハ延引仕、爲惣代素太郎一人體便ニ罷出依命通暢仕候様申付、去九日乘船、昨十日夜中着岸仕候間、寡君御口上ノ旨書取ノ通長養寺上人迄相頼置、別ニ御進物二品并剪紙一ツ書面入御披見度候間、夫々御落手被成下、官數御取計被成下候様奉

希上爲其如斯御座候 恐惶謹言。

九月十一日

小田村素太郎 (書判)

雙應モ御面會ニ相違仕候段ハ健念奉存候得共、何力長養上人ヨリ御聽取可被下候何分國事不惡様御執成奉希上候 以上

清 崖 上 人 御 侍 者 中

(下記の註) 小田村の宇和島行記には「十日の薄暮に三机に着航し密々番所詰の吉見伴之允に逢つて上陸したい旨を話すと長養寺迄上れと云ふから、即夜寺へ行つて一泊し、翌日に吉見と長養寺に面會して御書面と御進物とを渡した」とある。



此の書面の中に「御口上の旨書取の通」云々とあるが、夫れは左の通りである。

去月十八日ノ夜私家來脱走ノ者共諸浪士等相加ハリ、關下近ク罷出騒擾ノ趣不奉仰朝廷次第ニ付深奉恐入候、右一件ノ脱走ノ者共爲願靜國司  
信濃差登、其折柄益田右衛門介、福原越後モ罷出居候付、申談鎮靜可仕管ノ處、脱走ニ被誘私井同氏長門守宿志ヲ取違、自己ノ了簡ヲ以書付  
迄モ相認差出、遂ニ及騒擾候段、甚以不屈至極不謂候間、右三人ノ者共未家毛利後路守へ先預置候、此條如何可申付哉御差圖奉候、猶又於  
父子不存義トハ乍申、兼テ示方不行願故ノ義ニ御座候ニ付、幾重ニモ奉恐入候依之父子共於國許慎罷在候間何分御沙汰被仰付可被下候 以上。

八月

松平大膳太夫

之れは吉川監物の取次を以て豊州から豊府へ差出したる書面である、それを参考迄に示したものであつた、而して更に

御口上之覺  
一、御幕地 二十疋  
一、串海鼠 壹箱

伊達遠江守様

右此度ノ御使者序ヲ以時候爲御見舞目錄ノ通被進之トノ事ニ候

春山山様

伊豫守様

御惣容様

右同斷御見舞ノ御日上計被仰進候トノ事

遠江守様ヲ始メ 御惣容様へ

御前様若殿様ヲ始メ御惣容様ヨリモ同斷被仰進トノ事

八月

松平大膳大夫様御使者  
栗屋帯刀

而して更に「別段御口上趣意書」と云ふのがあつて

先日ハ徳山迄兩僧被差越御懇切之御旨趣、委曲被成御承知深奉思召候、然處、當節病ノ義ニ付對朝廷幕府御嘆願之次第何共御手段ニ不被任、只  
管被成御痛心候就テハ吉川監物事周旋仕候ニ付、御脈引何分御父子様御別心無之段幾回モ御取扱被下候様御依頼思召候トノ御事  
とあつた、清盛は長養寺から之れ等を受取つて、之れを如何取計らひて然るべきかと藩へ伺ひ出た所が、藩からは左の通返答をして早々引拂は  
せるやうにせよとの事であつた。

先般林、入江の兩人が来た際にも、何分御本藩の御使と云ふことになる、藩の役人へも拙僧は傳へ兼ねるので、防州の賑費が来たと云ふ  
體にして話して置いた次第であつた。今回貴殿が遠路態々來られたは誠に御苦勞千萬の事、甚だ心配の事ではあるが、折角拙僧を使つて御  
越しの事であるから、無下に御断することも如何哉と存じ、内々役務の者へ拙僧限りの心得を以て内意を承合はして見た處が、御承知の通  
先きには殿軍の御沙汰があり、つゞいて江戸の御屋敷の召上げ并に御評議の御命があつて、夫れも御取次申した次第であるから、斯く御誠  
儀中に於て御使節など出さるゝ事があつては、御雙方共に公武へ對して御不都合の次第であるから(中略する)御口上控其他の御品々など  
も逆も後筋の方へ受入れる譯には参るまい、誠に心外の事ではあるけれども夫々其儘に返却するより外致し方はあるまい云々。

之れを清盛から長養寺和尚に渡し和尚は之れを携へて歸り長養寺に於て之れを小田村に受けしむることにしたのであつた。(小田村の此の行に  
は吉見も清盛も、清水、西園寺、井關、三輪等もよほど同情する所あつた様子が詳細に小田村の宇和島行紀に書かれてあるが略しておく、城下  
に於て役務のものが受くるか受けないかに就て相談した内情も長養寺から詳に小田村に話して、小田村に不快の感を懐かしめやうして居る)

徳山藩からの再度の依頼状、長養寺なる石莊の所に來る  
宇和島藩は徳山藩の依頼を諾す

夫から此の九月十五日に長樂寺に滞在中の石田和尙へ徳山の家老の森主水、顧問左近允の兩人からと櫻井龍右衛門からと二通の通信があつた、要は先日藩主から出された書面を替換へて出さるゝことになつたから然るべく取計らつて呉れと云ふ至極丁寧な長文のものである、之は藩主毛利淡路守からの書面に添へたものであつた。今二通を略して主要なる毛利淡路守自筆の書簡なるものを掲げることとする。

小簡表敬早候、昨下秋冷相催候處先以御安泰可被成御起居珍重不少奉拜賀候、然ハ、今般京都變動ニ付態々御使僧被差向御内密被仰下候御深切之情義深重難有不幸感感謝之至候、早速本家大膳大夫父子へ申聞候處、於父子モ難有感佩ノ外無御座候、則弊邑迄使者差越、御兩使僧家へモ御申對爲仕候次第ニ御座候、先是本家大膳大夫父子本趣意之處、先年報聞幕議御旨之候節不認傍觀、公武之御間御座候仕り、天朝幕府へ忠節信義心得違無之様重々申聞候得共、其計モ無之粗暴過激、遂ニ三老臣ノ妄舉ニ立至り候段深恐人候、畢竟本家父子被成ノ不行御ヨリ事起り候次第、其罪難逃、於文淵私ハモ同僚奉忍難候、尤三老臣ノ者等先禁錮申付置、本家父子謹テ天幕ノ御沙汰相待罷置候、何分粗暴ノ罪科者如何様被仰付候テモ恐人候得共、奉對天朝職名ヲ讓り候テハ毛利一家ノ名義不相立、宗族一統心痛罷在候間、此旨御見病、大膳大夫本不意ノ處御垂憐被下、何卒一筆寛大ノ御裁斷被仰出候様御盡力可被下伏テ奉希上候、右御禮喚願旁家臣櫻井龍右衛門飯田信差出候ニ付、委細被書口頭ニ可申上御禮取可被下候、恐惶謹言。

八月十三日

毛利淡路守 (名 乘)

伊達 遠江守 櫻

梧下 謹 呈

二日、乍筆端御親戚ノ御情誼不誠爲拾置、御懇薦ノ至難有奉拜謝候、昨年以來ノ事情私共ニ於テモ殊ノ外痛心仕候、乍御推察可被下候、何分ニモ本文ノ御盡力御救助ノ程吳々モ奉忍難候、勿論此上於公武ノ御沙汰助ハ本藩ニ於テモ謹テ承服仕候外ハ御座有間敷候、位萬一不心得ノ處御座候節ハ、私ニ於テ決テ同心不仕候、此段上對天幕之威下對祖宗之靈奉誓候、哀切ノ餘、不如意馬御照諒可被成下候、以上。

之れて以て先日櫻井と飯田とを變換させた時の問題は解決したのであるから、同月十八日に清座をして、淡路守櫻井書を遠江守が披見致した處、御心中深く察し入り、御瑞書と兩條の題、御尤の事に存じ上ぐるにより、何れ公裁を仰ぐ外ある

まい、依つて早速京都なる稻葉美濃守殿へ相達する事に致さうと答へしめた。

幕府より長藩への達書、宇和島藩を経て長藩へ

之れて徳山からの使者の方は片付いたが、岩國から粟原純平の來た方は未だ片付かない、此の事は後に話すことであるが、藩の日記を見ると、此年九月十八日の條に、

圖書近々上京被仰付事

右ニ付町田百附添之事

とある、之れは徳山からの書面の事を京都に寫して長藩の爲に轉送せしむる爲の出張であること、後の岩國からの第二回の使者來の間に於て明かとなるであらう。

更に此の際一つ加へて置きたい事は、過る八月二十二日に於て幕府は身州藩主父子に對して

先達而家來共押而上京迫 禁關炮發候條不恐 天朝次第、殊ニ父子之軍令狀家來へ遺候始末、重々不屈之至ニ候依之官位并御一字御稱號共被召放之

と雖し、之れを前例の如く親戚の故を以て宇和島藩主より傳達せしむる事とした、江戸に於ける宇和島藩邸留守は之れを受けると直ぐに中早使者として宮川恒太郎、末光殿太郎の兩人をして之れを宇和島藩に致さしめた、此の兩人の歸着したのが徳山からの使者が三机に着いた日と同じき九月十五日であつた、藩では即日河原治左衛門と上田一學との兩人を使者として之れを長藩へ持つて行かせることにし、中島源三郎と中川貞兵衛と小島彌五兵衛とを兩人の家來として差添へることにした、兩使者は翌々日即十七日に出帆したが途中難船して一旦歸つて來た、藩日記

の九月晦日の條に

河原治左衛門右衛門有之御使ニ罷越シ處難船ニ付迎船差越候様御船奉行へ申聞事

とあり、つゞいて十月三日の條には、

河原治左衛門始其他長州ヨリ一先罷歸昨夜着候處又々直ニ被差遣後段申聞事

とあつて十月五日再度の出帆をして居る、之れも餘談ではあるが、話の種として挿んで置く。

此の使者が長州へ着したのは彼の事であるけれども事の序に吉川經幹周旋記から此の一件關係のいくだりを取つて紹介して置かう、周旋記の此月廿二日の條に

御本家から御使者として湯淺直吾を遣はされて公表からの御進言寫一通、御書付寫一通、伊達遠江守様御使者持參の書一通、御直書一通を越された云々

と云ふ意味の事を書いて前に示した長州父子に對する達と吉川家の江戸屋敷も召上くと云ふ達とを擧げ其の次に宇和島から長州への公文なる左記を擧げて居る。

一筆敬達致候、然ハ於江戸表去月廿二日御用番諏訪頼守様ヨリ御呼出ニ付御留守居罷出候處、御別紙御書付一通御達可申旨御用人ヲ以テ御渡被成候ニ付、貴様方迄及御通達候間、此段御承知可被成候、右之御可得御意如斯御座候 恐惶謹言。

桑	折	駿	河	(名乗判)
志	賀	頼	母	
神	尾	帶	刀	
松	根	圓	書	
穴	戸	彌	左	衛門

穴	戸	備	前	様
毛	利	筑	前	様
浦	原	頼	負	様
井	原	主	計	様
清	水	清	太	郎
而して更に				様

一、八月廿二日夜中御用番牧野備前守様ヨリ江戸表御留守居役御呼出シ御用人ヲ以御達書御渡ニ相成、同廿四日江戸表御屋敷發足九月十五日御國元へ着仕候事。

一、同十七日御使者御國元發足仕、同廿三日於給島難船一先歸國十月五日御國元發足仕、同十三日茲元へ着仕候事

伊達遠江守家來	上	田	一	學
同	河	原	治	左
				衛門

と書いて居る、矢張話の種である。

岩國藩より再度の使者相原兵左衛門三机に来る。宇和島の要求満足するに至らず、再び此の使者を歸藩せしむ

餘談が長くなつたが話は後へ戻つて、九月十四日に三机を立てて岩國に歸つた栗原純平は歸藩して三机に於ける應答中重要なる「御所置振如何によつては士氣の動搖計るべからず依て寛大の御所置を希ふ」と云ふ意味の文言に就て考慮すべき事并に長養寺に於て若し行きかかりの結果、御本家が改易の處分を受けらるゝか或は御父子切腹と云ふ様に立ち至つた場合に於ける御覺悟如何と問はれた時に純平が

九月廿三日に幕府は長州三木家の官位を獲ひ江戸の邸宅を収めた。

然ういふ都合に於ては何事も岩瀬藩主に於て引受けても本家の方は兩國(防長)安全であるべきやう敬願せらるゝと云ふが本意である。

と答へた處それも本文の中に書加へらるれば都合が宜いと宇和島藩で云ふから、一應岩瀬藩して協議すると答へた事、之れ等を報告した。折角藩主吉川經幹は山口へ行つて居るので、栗原が直接彼地へ行つて經幹の指令を聞くこととなつて、行つて見ると頗るに於ては異存は無いが、之れを文面に現はすと云ふに同意なく、日又藩主自身の手印を以て再度の書面を出す云ふことにも同意がなく、結局、文意を少しく書き更め、山口に出張中と云ふを理由として家老連名手印の事に取計らうこととなり、而して又、使者も復々岩瀬を遣はすと云ふと、前の返答と今度の書面上とに齟齬する所あるが故に應答の都合都合が悪く、栗原自身も亦出張を好まざるが故に、遂に岩瀬藩兵左衛門を遣はすと云ふことも山口に於て決定し、九月廿二日に左記の書面を渡し、翌廿三日出立して宇和島に向ふこととなつた。

此變於京都本家松平大膳大夫家來ノ者共諫暴ノ振舞、誠以奉悉人候參變リテ、防長ノ安危備相迫候處、右一件ハ家老益田右衛門介、福原越後國司信濃等ノ所業ニテ大膳大夫殿父子不被存儀トハ乍申、全未方不行届故ノ儀ト深被奉悉入、早速右三人ノ者共末家毛利波路守殿へ預置、御座リ相持候心得ニ御座候テ、書面松平安藝守様へ御頼仕、御差出相成申候、右ニ就テハ此上ノ儀ハ大膳大夫父子如何トカ御座リ被仰出候儀ニ可百御座、大膳大夫父子ニ於テ脚別心無御座只管恐懼相儀在、國內鎮靜方精々被申付、監物ヨリモ乍不及盡力鎮定仕候、此段御機察被成下、乍此上御寛大ノ御座リ被仰出候様幾重ニモ宜被仰上御取持被成下候様偏ニ奉願上候 以上。

九月十五日

旅行中ニツキ判形不仕候

桂	主	馬
今	田	頼
香	川	邦
吉	川	勇
今	田	造
		酒

旅行中ニ付判形不仕候

宮 庄 主 水

之れを携へて相原が出立する前に申含めた要領は

- 一、栗原が来る筈であるが病氣である、平癒を待つて居ては遅くなるから自分に命ぜられたと云ふこと。
- 一、番所の役人へ出しても宜し時暇、清原兩使の内へ出しても宜いこと。
- 一、主人は山口へ行つて不在中故家老中の手判で差出すこととしたと云ふこと。
- 一、「栗原が應答したことが書いて無いてはいないか」と問はれた場合は「夫れは彼一個の考へ、夫れに異議はないけれども紙面には現はし難い、其處は御同情を希ふ」と云ふ意味に答へること。

一、「今一度書換へて出せ」と云はれたら「二度も出かけて通らねば是非に及ばず歸つて重役共へ申し述べると答へること。書面は九月十五日附になつて居るが、十八日乗船で来た」と云ふこと。

斯ういふ準備で豫定の通り相原は廿三日に乗船したが、海上不穩の爲に廿五日の朝になつて港を出て廿六日の晝過ぎに三机湊に着した。直隸御番所へ行つて吉見伴之允に面會して、豫定の通り交渉した、吉見は「此度も城下へ御案内することは出来ないから總て私から申繼ぎをする」と云ふから、例の書面を出した處、吉見之れを披見して後「一應承知は致した、直隸城下へ相違するではあるが、少々御尋ねしたい事もあるから、御苦勞ながら夕方長養寺迄御出立を願ひたい、其時に緩々承はらう」と云ふから、承知の上、歸途長養寺へ立寄り栗原が来た時の禮を申し述べて後船へ歸つた。

夕方吉見の家來が迎船を以て案内に來たので相原は直に長養寺へ行つて見ると、吉見は既に待つて居た。即ち同寺の客間に於て應對した。吉見の問ふ所は二ヶ條であつた。

其の一は先に栗原の來た時に云つた事が書いてないが、如何と云ふにあつた、之れは豫定の通り答へた。

其の二は此の頃御本家を始め御末家迄に末々の方迄恭順の意を如何に表し居らるゝと云ふのであつた、これに對しては「其儀に就ては他藩の人々が往來しても一見直に分る通り、主人は申すに及ばず諸家中末々迄も月代迄も用捨を申付け、在町は戸締りをして屹度謹慎を極めて居ると云ふ次第である、之れに依つて御推察下されたい」と答へた。

轉て長養寺和尚も出座して難詰に辞を移し、夜半に於つて梶原は歸船した。城下との間飛脚の往復に日數を要し、漸く十月朔日に至つて吉見から、返詞の到達した事と、徳山大成寺の石莊が急用の爲め來着して居るか、長養寺へ來るやうにと案内を呉れたので梶原は又長養寺へ行つた。吉見歸ち城下からの書面として後に示す様なものを渡した、要は先に乗原の言つた意味の事を書き現はすを要すると云ふにあつた。此の應對が済んで後に吉見が「大成寺の和尚が今日來着したから面會しては如何」と云ふから「夫れでは逢はう」と別間に於て梶原と石莊との對面。

梶原と石莊との對面、宇和島より岩國への再度の書面

石莊が云ふに「拙僧も急に御用が出来て唯今當寺迄罷越した、直様之れから城下へ參る積である、實は長州へ宇和島から出された使者の乘船が難破した件につきての用事である」、梶原問ふ「使者とは誰か」、石莊答へて「河原右衛門と上田一擧との兩人である、尙又一つの用事は此度宇和島の御家老松根圖書が岩國、徳山からの御依頼の件に就て上京を命ぜらるると云ふ事であるから、同氏へも面會致し度、若し既に出帆後であるならば跡を追ふて上京も致さねばならぬ次第である」と云ひ、更に梶原に向つて「先日栗原氏が來られて龍巖山和尚にも逢はれ拙僧も逢つたのであるが彼の件は如何相成つたか」と問ふた。梶原は自身今回栗原に代つて出張云々の事を答へると、石莊は自分が徳山を出る時に栗原は徳山に來て居て面會もした云々と話すから、梶原大いに附つて栗原が然うして居る事や、栗原の話した事など一喫宇和島の人々に話して呉れるなど頼むと云ふ様な一笑話もあつた。

尙此の時梶原は吉見に「松根藩老が上京するに就ては第三回目の岩國の書面を其の出發迄に差出す要があるか」と問ふたが、吉見は「其要なし」と答へて置いた。

梶原の使命、即第二回の岩國の書面に對する宇和島の返詞は左の通りである。

御狀ノ赴致承知候、然ル處右ハ先日栗原純平殿被相越候節演説ニハ、今度御宗家ノ御不行届ハ必竟爲後見岩國ノ不行届ノ事故、罪跡ハ如何様共岩國へ被仰付、本家ハ御有想相願度候間、右ノ届ニ御執成相願候旨モ演説有之候處、其節持參被致候手扣ニハ右ノ趣意不相見候ニ付、御應對申候役人ヨリ其段及不審候處、右手扣ヲ勿卒申御書落ノ儀モ有之候ニ付反古ニ致シ、右演説被致候後赴ヲ相合具候様御願ニ付、其旨遠江守殿ニモ申達候處、其儀ニ候ハ、右口演ノ赴方ニテ書差出候テハ當家ノ書取ニ相成、不備筋ニ付、其意ヲ逐一御話可被差越、左候ハ、可申御答申候儀ニ御座候處、今度被差越候御狀ニモ右ノ文意相見不申、全御宗家辯解御願トノミ相見候處、其儀ニ候ハ、先日モ申候通御宗家始御退城寺院へ御閉店、御家臣以下迄モ格別恭敬謹慎ノ上、公裁ヲ被持候様御悔悟ノ御狀願著ニ無之テハ、何分執達難相成事ニ御座候、依テ此度ノ御狀ハ乍心外及返却候、并再前條ノ通り御話ニ相成被差越候儀ニ候ハ、先日ノ所ニテハ御主人御他出中ニ候ハ、御家老中御手印ニテモ可然旨申述候處、右ハ再考候テハ、公邊へ執達致候ニハ御家來ノ紙面ニテハ不都合ト存候間、矢張先日純平殿持參被致候通り御主人御口上扣ニ相成候方可然ト存候間、此段モ以序申述候。

松根圖書の上京、長藩の謝罪

其後岩國から以上の件に就て第三回の書面を出したと云ふ事は周旋記にも現はれて居らぬが、梶原と石莊老松根圖書の間に「元治元年甲子歲十一月征長總督尾公本陣岩國廣島へ使節記事」と題する松根圖書筆の日記があるが、此の日記の初めに十一月八日と書いて

徳山の内情に基き明日人質を受取る儀に付表向の使者として清水義輝、井關齋右衛門等が、侍二十人鐵砲足輕六十人を召連れ徳山へ渡海せんとして三机沖に風待をして居る處へ、徳山から、大成寺石莊を本使とし生田盛衛を副使として左の書面を出した。

十月九日に幕府は征長の命を受けしめたる諸藩に征長總督の指揮を受けしむることとした又副總督に命じて九州の諸侯を督して長州に向はしむることとした十月十四日幕府は目付戸川鉦三郎を廣島に遣はして征長出師の旨を毛利敬親に傳へしめた十月十五日に總督は大坂に至つた。

十月十七日更に大目付永井尚志を遣はして戸川鉦三郎に代へた。

十月の下旬に入りて長藩主は遂に三家老を斬り藩主父子謹慎待罪の事に決定した。十月廿二日に征長總督は軍令を諸侯に頒つて十一月十八日を以て進軍せしむることとした

十一月朔日に總督は大坂を發して廣島に向つた(到着したのは十六日)

十一月二日に吉川經幹幕府に上書して三家老の首級を呈し征長軍の進軍を延べんことを請ふた。

十一月三日副總督は大坂を發して小倉に向つた(到着したのは十一日)

十一月十一日、十二日の兩日を以て長藩は三家老に割腹を命じ、兵戸左馬之介、竹内正兵衛、佐久間佐兵衛、中村九郎等を斬つた。

と云ふ意味の事を書いて

遠江守棟先達御指揮被下置候池私本家大膳父子乾度謹領ノ上寺院へ盤居仕只天壽御命ヲ相待罷在候儀ニ候間何レ本家ヨリ天朝幕府へノ御執成御周旋ノ儀厚御依頼可申上儀ト存候得共先早速此段私申上候乍此上寛大ノ御處置御周旋ノ儀偏ニ奉懇願候 以上

十一月三日 示し、更に「寫二通差出左の通」と懸して

私本家老益田右衛門介、福原越後、國司信濃三人ノ者去七月登京ノ上不用主命長多クモ於 輩下誦機仕、奉魯厚候段全大膳父子平素ノ拔罪科難進奉恐入候右ニ付松平安藝守殿相頼奉懇願置候趣モ御座候處、今度御征討ノ御期限切迫ニ及候段竊奉窺以恐懼痛心仕國中一統慈誼慎罷在大膳父子寺院へ盤居仕只管奉謝罪候、右三人ノ者供處置ノ儀此内御差圖相待候心得今日ニ至リ候テハ却テ過慮ニ相當リ自然御疑疑モ可相生哉ト奉恐入候、然ル上ハ速ニ嚴刑ニ處シ首級可差出心得ニ御座候且又私儀謹領中越境ノ儀奉恐入候間不得封マ彌ニ臨ミ罪ヲ幕下ニ奉謝候何卒御寛大ノ御處置厚奉懇願候 誠惶誠敬白

十月二十一日

私本家老ノ内乍恐於京都暴動仕候儀ニ付先達奉懇願置候處此度御征討御期限切迫ニ及候段竊ニ奉窺大膳父子始末家中閨閣ノ士民一統痛心泣血仕候就テハ御指圖ヲ不待罪魁益田右衛門介、福原越後、國司信濃三人ノ首級奉備御實驗其餘參謀ノ徒戲科可申付尙又公御方去年以來山口ニ御滞在ノ處何卒他州へ御轉坐追テハ都下御歸入相成候様御取扱ノ儀奉願度心得ニ御座候、乍併於此儀ハ早速大膳父子へ申聞其分相叶セ度奉存候得共遠路相隔往復ノ日數モ有之ニ付仰願ハ列藩御進發ノ儀暫御猶豫被成下候様奉希候、此由可然大總督ノ幕下へ御執成ノ程只管奉懇願候 恐惶謹言

十一月二日

と書いて居る。

此二通は吉川經幹から總督府へ出したものである、之れに井關が石莊に就いて聞き取つたる長防の内情の聞書とを井關が據帶して城下へ歸つて來たのである。之れより先、此月の六日に松根圖書は前に紹介した通り、防長事件周旋の爲め上京して居たが其用を罷し町田豆を從へて歸着

十一月十八日に總督は三家老の首級を檢した

十一月十四日成瀬軍人正が總督に代つて戸川鉦三郎と共に國泰寺に於て三家老の首級を収むると、總督府は直に命を下して毛利大膳父子伏罪の姿見ゆればとて十八日の總進軍を止め軍ねての命を待たしめたのである。

したのである、然るに此の井關の報告によつて急に又豊州廣島なる處總督の本陣に赴くの命を受けたのが翌九日の事であつて十二日に立出の事であつたが、又用事が出来て十三日の早朝に立出をした。十五日松山に滞在中に尾張總督から宇和島へ大早の使者が行つたと云ふ話を聞いた體でこれは討入の日延を通ずる使者なることを知つた、十六日三津ヶ濱を出帆したが、海上の都合が懸くて漸く廿一日に廣島に着した。

松根の此の日記中に「十九日北風強くて船を怒和島に繋ぎ九ツ時前に此處を船出したが又雨になり倉橋島の内の鹿老渡に繋船して見ると高松藩王が此處に御艦船で御召船の立板に矢狭間を切つて恰も源平船軍の書圖を見るやうだ」と云ふ意味に書いて居る、第二回の征長の時連戰連敗した各藩の軍兵も此の調子で出陣して進歩した長軍隊の向ふに立つ事が出来なかつたのであらう、一寸面白い聞である。

宇和島藩、徳山城下に建札を爲さんとす

松根廣島着後の事は後に譲つて再び周旋記に據つて岩國、徳山方面の事を紹介して見よう。

十一月十七日の事であつた、徳山から熊谷藩と云ふを使として岩國に遣はした、其の要件は「宇和島から御内使者として上田一學と云ふを遣はされて「此度諸軍勢を差向けらるゝ事になつたから別紙の通の建札を致す」と申し越されたが、先日三家老の首級を大總督府の實驗に入れることとなり、其後の形勢は未だ宇和島藩に知れて居ない體子である、追討の日限も延びた事であるから、右の建札は先づ日合せにして貰つて貰くないであらうか、事情切迫の御合であるから岩國の御取計振も伺つて置きたい」と云ふにあつた。其の建札と云ふのは

- 一、此たび 御所邊にてつぼう打はなし恐れ多くも 禁裏の 御門等に玉あつき候だん前代みもの事に候是によつてうつてさしむけられ候しかれどもつみなきものは少しも御かまひなく候間安穩に家きやう相いとなみ可申候事
- 一、右にかゝり合せのものをとらへあるひはかくれたるをうつたへ出候は、相應のさた可致事
- 一、老たるもわかきもてむかひいたし候ものは打すて可申事

横道八郎次が之れを聞取つたのであるが、協議の結果、首級を賞儀に入れたに就ては長州境の兵も引上げになるし、小倉方面も同様のやうに聞いてゐるから建てるゝに及ぶまいとの考てはあるが、御留守中の事であるから確たる返答は出来ないと思へて置いたとの事である。

清水飛驒徳山に赴き謝罪の實行を促す

此日徳山から岩國へ鳥羽嘉盛と云ふを内使者として遣はして云ふには、

宇和島から御用使者として清水飛驒其他目付等が来て一南海方面は遠江守の軍先鋒であつて昨今既に三机の池に軍船を揃へて進軍の期限を待つて居るばかりである、御本家恭賀の次第は岩國から申し出られた事を大阪に於て松根圖書が聞いても居るし、而して又總督の内意を含んで歸したのではあるが、折柄徳山からの御使者もあつたので、松根は更に命を受けて總督府へ向つて出立した、然るに三家老の御處置も未だ濟まないと思ふ事では恭賀の言が願はれない、恭賀の實現はれずば期に至つて進軍の外はない、斯うなつては長州の爲に面白くないので、遠江守は大に御氣遣に相成、清水飛驒を表面は近衛の状況を斥候せしむると云ふことにして徳山へ差越されたのである」と云ふことで、三家老の處置は如何哉と聞かれたから、既に今般相濟んで首級は岩國へ差出したと話しした處、清水は安心した様子であつた。斯く、事が一段落を得た上は今後の周旋の儀は岩國の意を聞いて徳山も同歩調を採つて行きたい。

猶又、清水飛驒は此の機會に於て萩へも行き岩國へも行つて御目通願ひたいと思ふが如何哉。の事であるから、此の申出の通取計らいたいと思ふが如何哉。

と、そこで兩者協議の上で、徳山へ取に滞在中の事ではあるが藩主(岩國の吉川經幹のこと)も不在中であるから、當方へ來させても申斐なき

事であるからと云ふので、今川親貞と安達十郎右衛門とを徳山へ遣はして應接の上挨拶せしめ尙將來の事も引續き盡力を乞ふこととした。

總て豫定の通岩國の兩人は徳山に出て清水に面會して夫々挨拶もし、三家老處置の事も話し、將來の事も依頼した處、清水の受取り方も宜しかった、夫れから酒肴になつて寛々話して別れたとの事である。

松根圖書の廣島に於ける消息一瞥

先きに松根圖書が十一月廿一日に廣島に着した事を紹介したが、此際にして松根の廣島に於ける消息を其の日記(頗る詳細なものである)によつて略述して見ると。

廿一日には幕府の大目付永井尚志と其の用人酒井謙左衛門に對面して伊達宗城からの口上を述べ且つ徳山の内情に關する覺書を提出説明した、而して此の月二日以來の出來事を詳細に聞取つた(勿論三家老の首實儀の事、吉川經幹へ進したる長州藩の命令等、語るゝ事はない)此日の午後には尾張總督の本陣に出て大島吉之助(長郷の事)と話し合つた。(長郷は此日の夕方出立して小倉に赴いた)夕方には田宮如雲にも面會して居る。

廿二日には稱美美濃守(老中正邦)と面會して宗城からの口上を述べて居る。

廿三日には尾張總督から長州の處分に對する意見を聞かると爲に滞在を希望申し聞けられた(廿三日總督は防長今後の處置につき諸藩の意見を徵さんが爲に藩主又は其重臣中に於て國論を専決し得るものを召集した、八日に至つて之を廣島に會合せしめたが、松根の滞在を好機として同人に宇和島の意見を聞くのである)

廿四日には田宮如雲や永井尚志に逢ふて昨今に於ける幕府の長藩に對する態度につき多くの質問をして居る。

廿五日には松根は藩を代表して長州處分の意見書を提出した。

廿六日に廣島出立歸途に就いた、歸途廿八日に中山にて急使井關賢右衛門に逢つて共に大洲に宿し、廿九日大洲から井關を伊方に遣はして廣島に於ける状況を伊方對陣中の宗徳に報告した。

### 清水飛驒打手諸藩の重臣會議の爲め廣島に赴く 途中岩國に立寄る

十二月七日には先きに徳山へ行つた清水飛驒がつゞいて廣島へ行く途中に岩國へ立寄つたからと云ふので、藩主吉川經幹は之れを城内へ引見して、今日迄朝廷幕府に對する周旋向の廣使者を以て屢々御依頼申上げた處、一方ならず御盡力に預りたる旨の挨拶があり、尙此度三家老の首級を差出し謝罪の儀を總督府へ申出て置いたから、此上とも寛大の御處置を仰出さるゝやう朝廷幕府へ御執成の儀續々と頼入る旨。

の依頼があり、それから清水の旅館へは岩國藩の役人共が訪問して酒肴の饗應をしたとの事であるが、前に紹介したる、松根圖書が廣島に於て總督府に提出した長州處分意見なるものは頗る感然なものであつたのである。清水の廣島行の使命も矢張り長州處分に對する意見を此月八日（此日の翌日なり）に廣島に於て發表すべきものであつた。（松根の前に提出したるものと等しく）なれども之れが松根の意見と大差なきものなる事は確かである。

### 清水飛驒、歸途再び岩國に立寄る

更に十二月十三日には此の清水が廣島からの歸途再び岩國に立寄つた。此時、藩からは目付役であつて密用掛を勤めて居る長新兵衛と云ふの

十一月十八日總督は首級を賞檢して後、十九日に之れを吉川監物に與へて三事を令した、曰く、大膳父子自判の伏罪書を出すべし、連に山口城を破却すべし、連に五郷を五藩に渡し、隨從の浪人をも處置すべしと。

時に大膳父子は萩城外の天樹院に蟄居して一藩に忝順の命を傳へ、自判の伏罪書と三事命令の請書とを老臣毛利隱岐に授けて廣島に赴かしめ、十二月五日之れを督府に上り、三交藩よりも各々書を上りて寛大の處置を哀願した。

が面會した處、清水から防長兩國の近狀を質問した後、尾張總督から、長州討手の諸藩への連署の寫を示した、夫れは左の通のものであつた。毛利大膳父子謝罪ノ儀吉川監物ヲ達テ申出、引續罪魁益田右衛門、福原越後、國司信濃首級志道安房ヲ以テ差出、參謀ノ者共一同斬首申付候段モ申出候付、攻懸リ見合ノ儀諸手ヘ相達候事。

- 一、御追討ノ御趣意申渡候ニ付、監物罷出大膳父子ノ情實申述候事。
- 一、三條實美始五人松平美濃守へ引渡ノ儀申渡候處、此趨奉畏、此節長州ニ於テ專所置運中ニ候事。
- 一、山口城破却ノ儀、監物へ申渡候處、御請仕候事。
- 一、大膳父子謝罪ノ證書差出候事。
- 一、益田右衛門介暴行ノ一件、大膳父子平生ノ緩罪科難道、依之寺院へ蟄居恐憚能可分ノ御沙汰請テ奉待旨、自判ノ證書差出候事。
- 一、三末ノ者々モ謝罪ノ證書差出候事。
- 一、右ニ付不日山口城破却且萩狀體大膳父子蟄居諸領ノ様子爲見届、督府名代井關察差向管ニ候事。

尾張前大納言様御直沙汰  
何レモ遠路太義、目論見込ノ趣一々披見、大ニ力ヲ得テ致大慶候、尙又御盡力有之儀ヨロシク。  
右十二月八日御直達  
此の日の夜には同じく密用掛の井上司馬太と云ふが清水の旅館を訪問して酒肴の饗應をして寛々話したとの事である。

### 伊方三机への藩兵出陣并に陣拂の事

長州處分には各藩に於て寛延種々の意見があつて一致せず、長洲内に於ては恭順黨の勢力によつて一應恭順謝罪の意を表したやうに見えるが、激派なる諸藩の恭順謝罪に對する反抗の勢は一方に活躍しつゝある、之れ等の詳細は今之れを述ぶる場合でない。兎にも角にも總督府は形式的



に長瀬恭順の實況を巡視せしめた上十二月廿七日に至つて、

毛利大膳父子伏罪し、國內鎮靜の狀を見届けたるにより討手の面々陣所を引拂ふべし

と傳へ、永井主水正、戸川伴三郎等は正元日に廣島を發して海路江戸に向ひ、總督は四日を以て廣島の陣を撤した。

所謂第一回の長州征伐の事は之れで結末となつたのであるが、此の際に於て宇和島藩の出兵に關する事々を拾つて見たい。

宇和島藩では八月廿二日征長の軍議が開かれて居る。雖て十月廿二日附を以て進軍の期日が十一月十八日と決定した事が分ると、十一月四日

に伊能友圓が參謀となり、清水飛騨、井關齋右衛門、田手次郎太夫、高間誠一郎、三條目十郎兵衛等百二十人が進發し、八日には櫻田大炊の帥

ひる前隊が出動し、十日に隊が藩主伊達宗徳の下に櫻田監物兼折原河等に帥ひられて動いた。前隊は伊方浦に本隊は八幡濱に停まつて居たが、

十五日になると、前隊は三机浦に進み、本隊は伊方浦に進んだ。

斯くて進軍の機を待つて居る内に十八日の期限は延期となり、稜勢は追々と穩になつて来て、十二月四日には井關齋右衛門、五日には上原市

郎左衛門、六日には中の間の侍五人及松根國壽、十日には西園寺雪江、十一日には三輪清助、十五日には田手次郎太夫、十七日には阿部備一

郎外五人、十八日には梅垣助三郎と云ふやうに續々と歸つて来るものがあつたが、廿一日に至つて藩主は表面伊方陣と云ふこととして置いて

同日出立、翌廿二日の夕八ツ半時に歸城せられた。其後三机及伊方から歸つて来るもの少しづつあつたが、十二月廿七日の陣拂命令が到達した

のが翌年正月入つての事であつたので、五日に伊方陣拂、七日に三机陣拂と云ふことになつた、二三の記録を紹介して置かう。

正月五日

御目付へ

長州御征伐ニ付人数御出征之處、彼地服罪ニ相成候ニ付陣拂ノ御沙汰有之候間、追々御人数引拂ニ相成候ニ付、其旨承知可有之、且又右ノ通ニハ有之候得共、未彼方御裁許モ不相濟、右島一暴動モ難計候間、決シテ油斷有之間數候、尤着服等ノ儀ハ最早平常ノ通可相心得旨、一統承知候様、各々傳達可有之候。

正月六日

- 一、櫻田監物始伊方出張ノ面々、此變御陣拂ノ御沙汰有之ニ付、昨五日前彼方御引拂、今夕七ツ時過無異儀御城下へ歸着候旨被相達候事。
- 二、三机浦ヨリ隊長櫻田大炊其外出張ノ面々、過ル七日彼方陣拂致シ、今夕八ツ時御城下へ無異儀歸着ノ旨被相達候事。

私は嘗て北宇和郡誌(又宇和島吉田兩藩誌とも云ふ)を書いた時、其巻末の方の人物傳中伊能友圓の傳を書く時史談會速記録によつて書いたのであるが、其中に

元治元年十月長州征伐の際宗徳の參謀と爲りて國境に出陣し、僧睡殿をして開城歸陣を説かしめ、内訌既に罷まり、清水飛騨等數十人を密かに徳山に潛伏せしめ、宗徳徳山に着すれば徳山公は直に開城歸陣して宗徳を城に入れ、清水等は起て質を取るの謀成り清水等既に渡航一兩日中に迫りしに、尾張總督より解兵を命ぜられて事遂に止む云々

とあるを其傳録つて置いたが、上來紹介したやうな次第であつて、斯かる事實は全然認めることが出来ぬのである。

### (附) 大久保市藏の三机港一泊

長州征伐は之れで済んだのではなくて、本當の戰爭となつた、第二回のが慶應二年に殘されて居ることは云ふ迄もない、従つて宇和島藩と長州藩との關係もすつと續いて居り、面白いのは、むしろ此の後の事であるが、今回は此處で終末と仕て置いて最後に大久保利通當時の大久保市藏が三机港に一夜の籠泊をした事を附加して置かう。

尾州總督の長州處分は寛大に過たと云ふことは幕府當局の意見であつた、然前伊豆守は上京して後に此の事を使をして總督に報告せしめた、幕府は又大目付大久保保伊守(忠寛)目付山口駿河守(直毅)を廣島に遣はして、總督に

元治元年十二月十二日  
早川養敬、石川誠之助  
(中岡領太郎) 大島吉  
之助、吉井幸輔等長藩  
士と馬關に會して五卿  
西渡及征長幕軍律兵の  
事を協議した、之れが  
薩長和解の初めと云は  
れて居る。  
同十二月十四日  
高杉晋作等馬關の新地  
役所を襲撃して之れに  
據る。

慶應元年正月二日  
高杉晋作等再び馬關の  
役所を襲撃す。

毛利父子を江戸に護送する事。

五卿をも江戸に差下すこと。

毛利大蔵の家來は急變謹慎せしめて罪を待たしむるやう吉川始め末家へ達すべき事。

江戸表から下知ある迄は藩軍を撤退せしめず油断なく警備すべき事。

の四ヶ條を通せしめたが、時は遅れた。

西郷吉之助は素より長藩を蔑視するの意なく過激の徒も國家の元氣なりとて之れを掃滅する事を喜ばないのであるから、今幕府が強硬に長藩を處分しやうとしたり、諸藩に參勤交代を勤行しやうとするのを見て大いに之を喜ばず、率に朝廷によつて幕府を制肘し勤王諸藩を連合して國是を一定せんと圖るに至つた、因つて正月十五日に歸藩して大久保市藏等と共に藩主茂久と大隅守久光とに其の意見を建白した所が、其の許容を得たから、大久保は上京して二月九日に小松帶刀と共に賀陽宮に候して

朝命を以て長州處分を寛大にすべき事。

大藏父子五卿を江戸に召喚するの非なる事。

諸大名の參勤を文久二年の令に復し、妻子の在府をも止むる事。

を請ひ、更に二條關白近衛内大臣等にも説いた、三月二日に至つて此の事將に成らんとしてゐたが、慶喜や松平容保等の抗議は朝廷を動かして遂に目的を達するに至らなかつた、それは同月の十四日の事であつた、此の頃一方には長州に於ける諸藩の勢ひが漸く強くて恭順黨の影が薄くなり薩長連合の氣運も從つて濃厚となつて來た時の事である、三月廿二日に大久保市藏は京都を出立して歸藩の途に就た、廿六日迄大阪に滞在二十七日には太島(大久保の日記には斯うあるが廣島縣の防伏鬼瀬戸の所にある田島を指して言つたのであらうと思ふ)碇泊、二十八日に三机碇泊、二十九日佐賀關碇泊して石炭積込み、四月朔日に細島、二日に内ノ浦、三日暮前に鹿兒島着となつて居る、彼の日記の中から其の雅衷を採つて見ると

て見ると

廿七日いよの國太島(弓削島に近いから伊豫分と思つたか)といへる港にとまりて

伊豫路なる太島の沖による浪の音ばかり社友となりけれ

夜もすがら夢も結ばぬ泊寝の枕に繁く雨さへぞふる

廿八日三机港にとまりて

いく山か隔てたる夜の夢なれば都故郷行衛しらなみ

廿九日佐賀關に留りけるに春もはや名残なれば

筑紫なる佐賀の關守心あらば春の行衛をしばし留めよ

(船中に歌書を携へて稽古を仕て居たのであらう、閑日月ありと云ふ所か)

# 文政十三年の伊方騒動

今夜は唯今から、よく云ひ傳へられて居る市右衛門と云ふ人が文政十三年に百姓一揆（一揆と云ふ一般の出来事とは少し違ひますが）の頭取となつて騒動を起した事に就てお話し致します。實は昨年参りました時に此の市右衛門の事に關する記録寫を見せて呉れと云ふ御希望もありましたけれども、どうも此の事件は所謂ためになる話ではありませんから、私と致しましては餘り知つても貰ひたくもなし、話も仕たくなしと云ふ考へから、其記録は今に御目にかけないで居りますが、本日拜見しました所によりますと、野田氏は既に私が西園寺氏に送りました寫をうつしとつて居られますので、早晩御一聞が之れを知らるゝに當るであらうことを確めました、斯うなりますならば寧ろ此の際、御希望に任せて、真相を御話申上げ、序に私の此の事件に對する感想の一部分を聞いて戴く方が宜しからうと思ひまして斯う壇上に立つた譯であります。

今一つ、有りの儘を申し上げますと、私は從來、荷もお話をする、聞いて戴く以上は多かれ少かれ、兎も角も方々のためになる事を話し、聞いて戴かなければならぬ、唯面白かつたと云ふだけでは何のためにもならない、そのやうな事の爲に貴い時間を費すと云ふ事は善くないと考へて居ります、隨つて今夜のやうな話を致しますのは實は苦しいのであります。市右衛門の向ふに立つた庄屋辻氏の子孫にならるゝ方が若し有られて、其の祖先の事を悪し様に話されたと思はるゝ時の苦衷も考へねばなりませんし、市右衛門其他處刑を受けた人々の子孫に當らるゝ人々に對しても同じ事でありまして、且又事件其ものが教育的の事でないのであります、が、茲に一つ苦しいながらも、立つて見やうと云ふ事になりました他の一理由は此の事件の中に、後にお話し申し上げるやうな美しい出来事が挿まつて居る、夫れを併せて御紹介申上げて或る程度に迄此の事件を柔げて見たいと思ひました點にあります。前口上が長くなりましたが。

此の事件の真相を知ります爲には、先づ當時の藩の財政状態を知つて置かねばなりません、宇和島藩に限らず、徳川幕府時代に於ける約三百の大藩の内、何れの藩に就て考へて見ましても、財政状態の豊かなど云ふことの無いと申して宜いのであります。例へば十萬石の大藩と申しましても、其の十萬石は所謂虚高でありまして、現石は五萬石内外しかありません、此の五萬石の内、先づ半分は家臣以下の知行とか扶持とか給與とかに支出され、其上に諸般の費用其他を差引きますと残る所は幾何もありません、それ故に物成の外に小物成とか小役とか冥加金とか口鏡とかいろ／＼な税がありましてやつと收支の辻褄を合すことになつて居りますが、参勤交代の費用とか、江戸に妻子を置いて居ると云ふ所から二重生活を餘儀なくされる費用とか、形式的になつて居る公的贈答の費用とか、殆ど公然と要求せらるゝ形になつて居た賄賂請託の諸費とか、時々突發的に命ぜらるゝ土木工事の大負担や、朝鮮使の接待費等云ふやうに政治的原因と名づけられたる藩財政の一大原因があります爲に、各藩共に財政的には非常に苦しまされたものであります。税を高くして課求の上には課求を加へると云ふ事は領内の安穩を損ふ所となりましてから、平常支出の最も多い家臣の俸給を減すると云ふ事は、之れ又吾藩ともよく行つた事でありました。

宇和島藩の文化文政の財政は窮乏の上に窮乏と云ふ苦しい時代でありました。總ては英明なる春山公によつて、此の苦しい財政を整理せられて、幕末維新の際に於て宗城公が、あの大貢獻を爲さつた基礎は築き上げらるゝに至りはしますが、文政の終頃迄は未だ左様な順境には立ち行かなかつたのであります。

そこで此の苦しい財政の窮乏に處する爲に、領内全體に涉つて藩の爲にする無盡が行はれたのであります、委しくは知りませんが、戸々の財力によつて各何口かの無盡に加入させまして、其のお金を役人庄屋が取り立て、夫れを藩に納入するのであつたであらうと思ひます。所が伊方浦に於ては各戸から取り立つるお金の高を大にして役人の負擔を無くすると云ふこと、言葉をかへて申しますと集金のうはまへをはねてそれを役人の負擔に繰込んだと云ふのであります。事實然うであつたか如何うかは私の知つて居る所ではありません。

今一つには庄屋の隠居の長治兵衛と云ふ人が我が儘な人であつて村内外の往來に常に駕籠に乗つて往來し、其の駕籠鼻として村の人々を勝手に使つて

とを憚らなかつたと云はれて居ります、それが爲に村の人達の怨嗟の聲があちこちに起つて居りました處へ持つて來て。

無盡集金の不埒と云ふことを申し出しましたものであります、けれども表に立つて抗議するとなると庄屋の威勢に恐れて我こそ出るものがあるかもしれません、此處に憤然として多數の爲に犠牲たらんと決心して立ち上つたのが市右衛門其人であつたのであります。

私は市右衛門其人の行爲を賞讃してあなた方にも此の様な事を爲さいとお勧めすることは出来ませんが、衷情には絶對の非難は出来ないやうであります。しかし、考へねばならぬ事は國には法があります、法に従順でなくては國は治まりません、市右衛門と云ふ人は衷情に於て或る程度は許さるゝ所がありましたやうであります、法を無視した訴へ方を仕たのであります。古文書には「越訴」と云ふ文字が使はれて居ります、之れは藩内の事でありますが、二度目には藩外即他藩の大洲藩に迄訴へ出て居ります、之れは「出訴」と云ふ文字で書き現はされて居ります、今一つは徒黨を結んだ事でありますが、徒黨と云ふことは法の固く禁じて居た事であつたやうであります、こんな事が市右衛門其人を大罪人にして仕舞つたのであります、しかし、藩の市右衛門に對する處分は後に申し上げますやうに大いに斟酌する所があつたやうであります。

之れは後に分ることありますが、庄屋の隠居長治兵衛と云ふ人は右申しましたやうな不埒から、又現庄屋の喜平太と云ふ人は、村内不埒の事が起つた不取極と云ふ點からでありませうが

伊方浦庄屋	喜平太
全 隠居	
所方立去、保内組禁足	長治兵衛
御目見被相削	

と云ふ處分を受けたのが其の文政十三年の閏三月十六日の事でありまして、庄屋は御目見の資格を削られ、隠居の方は伊方浦を立去ること、保内組の區域内に入ることを禁ぜられたことゝの二つの處分を受けたと云ふ事になります。

傳へられて居るやうに、市右衛門が大洲藩へ訴へたのは此の處分が穩に過ぎると云ふ事に不満があつたものであると云はれて居りますが、此の點は肥録の據るべきものがあるもので、私としては確然と申上げることが出来ません。

やがて此の閏三月十九日に市右衛門等の徒黨が大洲へ行つたと云ふ事が知れますと郡奉行所の役人并に郷目付、御徒目付、御小人等が跡を追ふて大洲に向ひました、折柄郡奉行の一人、今泉與惣右衛門が其の方面へ出張して居ましたものでありますから、取敢へず、領分境の野田村へ行つて何か取計つた事があるやうであります、詳には分りません。

廿三日に至りまして今泉與惣右衛門から大洲藩の郡奉行への交渉が好都合に運び、大洲に於ても懸々と徒黨の者に申し聞かせ、大に諒解した様子であり、廿五日に至つて一統は大洲領を引揚つて伊方へ歸る事になつたと云ふ事を先方の郡奉行から通知して來ました、これは今泉が受取つて連れて歸つたのであります。

この様な事で大洲藩には少なからざる面倒を見させたものでありますから、同月の廿六日を始として六月の十八日迄引つゞいて數回に涉つて藩から挨拶の使者を出しますし、大洲からも亦其のお禮としての使者が來ると云ふ挨拶、藩と藩との交渉、關係はかたがつかまつましたが、市右衛門以下の徒黨の者の處分が定つて居ります。

さて、此の事件に關する役吟味を申付けられたのが藏太左衛門と云ふ人であり、此の人は一黨が伊方へ歸つたと云ふことが知れますと、直ぐに出張していろく取調べました結果

左吉 金十郎 林藏 吉藏 市右衛門  
の五人、之れが頭取であると云ふ事になつて、召捕つて城下に歸り、取敢へず入牢の取計ひをしたのが四月の十二日の事であり、同月の廿二日には庄屋の辻喜平太父子は其の所方の不穩即今度の出来事に關係して城下に於て取調べを受けて居ります。

大した罪は無さうであります、矢張事件の關係者として同月廿五日に三人、廿六日に二人、廿七日にも二人、廿八日に三人が取調べを受けて居ります。

が、此の人々は何れも町宿に宿泊して居たやうでありますから、或は證人として調べられたのかと思ひます。つゞいて五月一日迄に最初申し上げました左吉、金十郎の二人が取調べられて居ります、而して五月二日には鎌原五郎左衛門と今泉與惣右衛門の二人は徒黨が大洲へ出訴した件に就て不行届の願ありとの理由の下に差控を命ぜられて居ります。

其後五月三日から十七日迄、庄屋喜平太外數名の取調べがあり、市右衛門は十六日と十七日とに特に嚴しい取調べを受けて居ります、私は同人は餘程強情な人であつたと想像して居ります。いよぐ裁判が確定して申渡のありましたのが六月の十日であります、隠居長治兵衛だけは五月二十七日に左の通に申渡されて居ります。

伊方浦庄屋隠居長治兵衛度々籠ニテ致往來浦役ニ昇カセ私用ニ浦役ヲ遣ヒ、百姓共御無盡出銀ノ内役人ノ出銀ニ取詰、所方不服御他領へ致出訴不届ニ付戸島へ流罪申付

夫れから、六月十日の申渡に「所替」と言つたものが十三人、卯來島、沖之島へ流罪になつたものが三人あります。「所替」と云ふのは其當人だけ故郷を立ち出でて指定せられたる村浦にて生活することでありまして、其村浦以外に出入することを禁ぜられたり、或は保内組(輕いものは單に伊方浦)に出入することを禁ぜられたりすることが附帶するのであります。

此の悲むべき出来事、喜ぶべからざる出来事の中に於て茲に、前に一寸申し上げましたやうに感ずべく又喜ぶべき話を挿むことの出来まことを私は限りなく喜ばしく思ふのであります。夫れは何かと申しますと、前に申しました六月十日の申渡の中の所替の處分を受けた人々の中に

佐 助 甚 之 允  
と云ふ二人の人があります、佐助と云ふ人は戸島へ所替となつて島外禁足であり、甚之允と云ふ人は日振へ所替となつて矢張島外禁足となつて居ります、今一人安太郎と云ふ人があります、此人の處分は見えませんが、多分右の二人の内一人と同じ處分を受けた人と思ひます。此の三人は辻長治兵衛と云ふ人と共に同じ船に乗せられて戸島日振の島々に向つたのであります。愈々船が陸地を離れて九島に向つて進み出しますと、過去の事を考へたり、

將來の事を想つたり、大敵のやうな事があつて罪を軽減せらるゝ事の無い限り、永久に自分の村に歸る事が出来ないといふことを思ふたりしますと、家に残した妻の身の上にも思を致して漣たる涙、留むるに由ない苦衷でありました。同じやうに深い沈黙に湧き出づる涙を抑へ兼ねて居るお庄屋の顔を見るとき、今迄何ん自由なく暮して居られた御隠居が此の先々を如何うしてお暮したるであらうかと自分等に比べて考へては最う堪らへ切れないやうになつて監視、監督の役人の前も構はず「あなた様を遠方に行かせて御豫想も爲さぬ御不自由をさせるやうに仕たのは全く私共の不心得からであります、平に御容赦を願ひます」と涙と共に目つ謝し目つ慰むると云ふ御謙遜であつたので、監督の役人も全く感心して仕舞つて貰ひ泣きをした、こりや此の儘戸島や日振へ連れて行くのは、此の美はしい人物に對する至當の所置とは言へない、連れ歸つて更に寛入なる御處置を願つてやらねばならぬ」と、云ふことになつて、同じ六月の廿二日附を以て次のやうな處分に變つたのであります。申し上げて置きますが、勿論此の處分の文書は立派な文章になつて居りますが、御分りになりやすいやうにと考へまして意味の少しも變らぬやうに、お話のやうにして申し上げます。

河原淵組 松森村  
山奥組 窪野村  
野村組 中通川村  
御 目 付 へ  
安 太 郎  
佐 助  
甚 之 允

右の者等は伊方事件の節に先きに立つて世話をしたから、鳥の方へ所替を申付けた處が、其後に至つて前非を後悔して改心をしたと云ふ聞えがある隠居長治兵衛に流罪を申付けたのであるが、此の流罪となつたはつまるところ自分等の心得違ひから起つた事であると、今更重々後悔をして、鳥の方へ行く時に船中でも彼是と隠居長治兵衛に不憫を加へ、實意をこめて介抱してやるなど、真心から出た情愛が表に顯はれたと云ふことである、元來不心得の罪があるとは申しながら、此のやうに裁判申渡の後、速に本心に立歸り、自責の念の厚い事、實に神妙の事である、かるが故に格別の詮議を以て罪一等を減じ、頭書の通に入百姓を申付けるのである、申渡の後また二週間にも足らない内に此のやうに申付けたのであるから、尙此上にも身分を慎んで庄屋役人の差配を宜く守つて農藝に精を出すやうにせねばならぬ、萬一此後に於て辨へ違ひの事でもあつて、夫れが表沙汰になるやうなことがあつては大變である、此の様に申し聞かせるやうに

之れは目付即ち今の警察官に達して此の通本人に申聞かせるのであります、念の爲めに申しますが「入百姓」となりまして家族全體、即ち一家内が揃つて其の指定せられた村へ移住するのであります、戸島や日振島に「所替」になるのに比べますと大變な寛大振であります、申渡の文言中に神妙ノ事ニテ格別ノ御吟味ヲ以テ罪一等被相減

とありますやうに、此の神妙の事と云ふ文言が此の三人の心懸けと役人の感心振とをよく現して居ると思ひます、恐らく此の申渡を聞いた三人は蘇生したやうな感激があつた事と思ひます。

此の事から考へますと、庄屋父子の罪なるものも徒然事件さへ起らなかつたらば、そんなに仰々しい事てなかつたかも知れません、此の三人の心から推して考へますと、隠居長治兵衛其人の人物も一般に云々せられて居る程に極端な人物ではなかつたと思ひます、兎にも角にも私は此の美談を此事件の中に挿むことの出来た事を喜ぶと重ねて申し上げます、尙庄屋なる喜平太と云ふ人の處分は如何なつたか見當りませんが、此年の八月に「庄屋が無いから暫くの間目付を遣はして事務を取扱はせる」と云ふことがありますから、同人の庄屋たることの出来ないやうになつた事には相違ないと思ひます以上で大體結末がつかしましたが、未だ市右衛門の處分が残つて居ります、以上の事件は文政十三年の事でありましたが、此の年の十二月十日に年輪が替はりまして天保元年になりますから、今から申しますと天保元年の出来事と申します方が普通の申し方であります。さて市右衛門の處分は翌年即ち天保二年に定まるのであります。十一月廿二日

牢 舎 市 右 衛 門

右之者伊方浦百姓共公事一件致頭取徒黨ヲ結ヒ刺大洲表へ救出訴重罪不届至極ノ者ニ付斬罪申付候者也  
と申渡をせらるゝ事となりまして、斬罪に行ふ準備迄ちやんと出来て居ましたのであります、市右衛門は此日の朝申渡を受くるに先だつて今一應御吟味を受けたいと云ふ事を願ひましたので、役筋の者に於て協議の結果、申渡の日延をすることになり、同月廿四日に最後の中出を聞取らせたまつてあります、別に罪を軽減すべき新なる事も申出づるに至らず、遂に恐れ入つたので續いて入牢申付けられ、遂に同月廿七日に至つて

裁許間際ニ至ツテ又々申出ツル趣モアツタカラ更ニ吟味ヲ遂ゲタ處、既ニ明白ニナツテ居ル事ノミ彼是ト申述ベ、上ヲ恐レザル致シ方、言語同斷不  
届至極ノ者デハアルガ、格別ノ宥恕ヲ以テ斬罪ニ申付ル

との申渡があつたのであります、首級を所方にさらさるゝにも至らず、磔刑に處せらるゝにも至らず、其上に死骸は取捨と云ふのが一般例（何處の藩ても大抵は）になつて居りますのに、市右衛門の死骸は淨念寺からの願出によつて、同寺に下渡さるゝ事になりました、如何なる理由があるにしても法を犯した罪は免るゝことが出来ません、夫れにしても

格別の宥恕を以て斬罪

に止まり、死骸さへお寺に下られたのでありますから葬ることも亦大目に見られたものと考へられますので、比較的寛大の處置に出られたと云ふことは疑ふべくありません。

尙ほ申上げたい事が無いではありませんが、夜もだん／＼更けて参りました、寝る所は御想像に任しておきました之れで終りと致します。

## 七拾年前三崎半島の一顧

安政五年三月の末日薩州藩士田原直助、諱を明章と云ふ、宇和島藩士數名を東道として宇和島城下を出發し、吉田、卯之町、新城、常定寺、平野、田野中より東多田に出て、更に川の内、中津川、國木、五反田、矢野町、八幡濱と進んで、遂に出石寺に寄りたるは四月の八日、同夜は日土町の庄屋の宅に一泊した、左記するのは其の翌日からの紀行中のものである。

第八代藩主伊達宗城は先代伊達宗紀の志を享けて消極的なる儉約政策から積極的なる殖産興業政策に轉換することによつて、藩財政の立直しに向つて進んだ、安政三年に物産賣所を創設したのも此の政策の現はれの一つであつた。島津齊彬に交渉して其の藩臣なる田原を招聘するに至つたのも亦領内所産の天然物中、採つて以て産業興隆の道を開くに足るものありや否やを探らしめんとするにあつた、田原の此の行は主として藥草の研究にあつたけれども亦礮物の採集調査にも留意して居る、左記する所は唯、七拾年前の三崎半島の風物を回顧するの一助とならんかと思ひてとつたものである。實に少々添削を原文に加へてあることを斷つて置く。

### 安政五年四月田原直助採藥紀行中の數篇

◇九日 日土町を發駕し四五町を過ぎて井手奥の古銅坑を熟視し、鼓筒尾の一險徑を通行、伊方浦に至る、時に漁夫港内に網を下し索繩緩急頗る妙を得て甚だ面白し、姑く憩ひて魚捕を遊覽するに青花魚數萬尾を獲たり、又海岸を遊びて里長の宅に休憩應酬し、爾時同行甚だ疲勞すれども山路を脚過して九町浦に抵り里長の宅に宿泊す。

◇十日 早朝發駕し、左市販と云ふ難道、百折磧礫の地を登攀し二見浦境に至る、茲に銅坑あり、熟視して姑く懸ひ遙に眺望すれば、九州諸國の峯巒を遠見し、近くは大島、佐島、鶴のバエ、江島、黒島、日振島、戸島等駈々羅列犬牙の如く、一望豁然絶景言ふべからず、又同じく此の一徑を通行、加周と云へる小村に出づ、眼下に大池あり、鯉魚群遊して景色甚だ佳なり、夫より神崎岬、足成浦など云ふも遊覽して谷を下り瀧谷を眺望す、右は三机浦、左は磯成浦と云ふ、此處を古昔先主富田信濃守自長十五年至同十七年三鼓の間領内農夫を呼集めて堀切り、海水を通じて三崎の岬を通行せしめて此の堀切の内を通行すれば四方遠望の浦船、過く激浪の憂を免るゝを得んと申三百四十間高さ二十間より十二間に至る大石を殺き土を掘り、幾多の工夫を費ししも、事竣らずして富國を改易せられんと、歩を停めて眺望して後、三机浦に着す、此地は九町浦を距ること二里、今夜此村の里長の宅に宿泊す。此處にも釣番所ありて瀬十主吏す、港内廣く、九州及中國の通船輻輳して安泊せり。

◇十一日 三机浦を發駕し、山岡密樹の中を經過して阪路石角に従ひ、幽徑藤蘿を押し分け、麓で郊外に出づれば松林中に鹿群遊すとて獵師を帥ゐて狩りけるに雌鹿の老鹿郊外を跳走せり、遠吠なれども余雷鞭銃を放つ、然れども當らず、復裝服して驅逐すれども岡谷に逃れ去る、瀬十も放發したれども遠間矢引に及ばず……岡頭に於て午飯し、後田部浦に着して里長の宅に宿泊す。今宵強雨實刻に及んで歌む。

◇十二日 快晴、俱に輕舟に駕し小島分境松林の礫石古坑を熟視す、又船に掉し頭上草扇をかざして二名津港に下錨し、里長の宅に懸ひ喫茶喫飯して山道二十餘丁を徑て三崎浦に至り里長の宅に宿泊す。伊方浦より三崎浦里長の所迄陸路七里の險道なり。

昭和八年九月十五日印刷  
昭和八年九月二十日發行

(非賣品)

愛媛縣西字和郡伊方村小中浦九三

編輯人 兼 末光勝眞

愛媛縣西字和郡八幡濱町一五〇四

印刷所 八幡濱 毎夕新聞社

發行所 西字和郡神職支會



終

